

経済産業大臣 宮沢洋一殿

平成 27 年 9 月 1 日
公益社団法人 日本文書情報マネジメント協会
理事長 高橋通彦

平成 28 年度税制改正要望
税務関係書類の電磁的記録による保存
(携帯端末による記録容認など)

政府は、平成27年6月30日の閣議で「世界最先端 IT 国家創造宣言」を決定されました。この宣言には、IT 利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプランとして「対面・書面原則を転換し、電磁的処理及び情報の高度な流通性の確保等を基本原則とする」ことが織り込まれています。

しかしながら税務関係書類についてはあくまでも紙の書類を保存することが前提とされ、電磁的記録による保存については、厳格すぎる電子化要件のため、10年経過後でも税務署長による保存承認件数は、133 件に留まっています。

政府は平成27年度の税制改正で、税務関係書類スキャナ保存の大幅な規制緩和を実施されましたので、今後は幅広く税務関係書類の電磁的記録の導入が進むものと思われませんが、さらなる普及促進のため、携帯端末による税務書類の記録容認などの追加改正を要望いたします。

1. 電子化装置の規制緩和

財務省令第三条4「スキャナ(原稿台と一体となったものに限る)」を

「電子化装置」(第三条5項二イに掲げる条件を満たすものに限る)に修正を願いたい。

理由

平成 17 年に電子帳簿保存法改正でスキャナ保存が可能とされた当時に比べて、電子化装置の形態種類は大きく変化している。ブックスキャナのような上から記録する装置や、スマートフォンなど 500 万画素以上の携帯端末、いずれも画質性能は国税要件を満たしている製品が大部分である。世界の潮流に併せて、また将来の技術進歩も想定し、国税要件を満たす画質性能を持つ電子化装置であれば、納税者が自由に選択使用できるように規制緩和をお願いしたい。

* 第三条5項二イに掲げる条件;200dpi、4 ポイント文字認識、フルカラー

2. 携帯端末で読み取る場合の特例措置

(1) 財務省令第三条 5 二ハ「スキャナで読み取った際の次に掲げる情報を保持すること。

①解像度及び階調に関する情報、②当該国税関係書類の大きさに関する情報については、当該国税関係書類の大きさを A4 版以下に限定すること、及び有効画素数を充分使用して(フルサイズ画面で)記録することを条件として、適用除外をお願いしたい。

理由

従業員が外出先でレシートを受領後に速やかに電子化するケースがほとんどであり、大きさに関する情報の保持のためにテストチャートやメジャーを持参させることは非現実的。大きさの目印となる情報の同時記録で代替可とされたい。また記録前に行われる領収書の改ざんや使い回しなどの不正行為の防止や不鮮明画像の再記録などは、適正事務処理要件を満たす社内規定と相互牽制組織を運用管理することで、十分に担保可能である。

なお 500 万画素以上の記録素子を持つ携帯端末は、A4 サイズの書類をフルサイズで記録した場合でも、第三条5項ニイに掲げる条件を満たすことを確認済みである。

(2) 「国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書」の記載方法の省略

メーカー名・機種名・台数・設置場所/住所を記載する必要があるが、省略をお願いしたい。

理由

携帯端末の機種変更や従業員数による台数変動が大きく、設置場所も変動するため、税務署長宛の承認申請書へ記載ができない。記載不要に願いたい。

3. 電子化装置から直接システムにデータ送信する場合の特例措置

国税関係書類を電子化した後、タイムスタンプを付与するまでの間に電子化データの変更ができないシステムを利用する場合は、紙原本と電子化データの突合せ確認を不要とする特例措置を願いたい。

理由

電子化装置内で電子化データをファイルせず、直接システムに送信するシステムでは、そもそも電子化後に改ざんされる余地がないため。

4. 適時入力「一般書類」の改ざん検知(防止)機能について

平成27年度の税制改正から、改ざんされていないことを証明するためにタイムスタンプが新たに義務化されたが、電子取引の場合と同様に「タイムスタンプ又は正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」をお願いしたい。

理由

平成27年3月31日の財務省告示36号で「電子署名」は不要となったが、新たに「タイムスタンプ」が義務化されている。「タイムスタンプ又は正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程」とすることで、納税者が選択できるように願いたい。

5. 財務省令で廃止されたが国税庁取扱通達に残っている規制の削除について

国税庁新取扱通達4-35(スキャナ保存の検索機能における主要な記録項目)の(注)の記載をすべて削除をお願い致したい。

(注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項の承認を受けているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。

理由

平成27年3月31日の財務省告示36号で、スキャナ保存制度の利用が進まない大きな一因であった業務処理サイクル方式の入力要件;国税関係帳簿に係る「電磁的記録等による保存制度の承認要件」が廃止されたが、国税庁内の新取扱通達4-35の注記に本承認要件が残っているので、これを削除願いたい。

以上